

# 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準 及び手続を定める条例の改正について

## 1 改正理由

特定非営利活動促進法の改正（令和 2 年法律第 72 号）に伴い、個人情報保護強化のため、特定非営利活動法人に係る個人の住所等の縦覧等の規定を改めることと、その他所要の条文整備をするため、この条例を改正します。

## 2 条文関係

### （第 3 条・第 14 条関係）

指定特定非営利活動法人の指定の申出書の提出があったとき、及び指定特定非営利活動法人から提出を受けた書類の閲覧等の請求があったときに市長が縦覧に供し、又は閲覧等をさせる書類は、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとします。

### （第 4 条関係）

指定特定非営利活動法人が指定のために必要な手続を行う基準のうち、閲覧請求があった場合に閲覧させることとする基準が設けられている事業報告書等（インターネットを利用した閲覧の方法による公表も含む。）の公表も含め、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとします。

### （第 12 条関係）

指定特定非営利活動法人は事業報告書等の書類の閲覧の請求があった場合、閲覧させる事業報告書等（インターネットを利用した閲覧の方法による公表も含む。）は、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができることとともに、指定特定非営利活動法人が公表しなければならない書類は個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとします。

### （第 18 条・第 21 条関係）

第 12 条第 3 項を加えたことによる項ずれを修正します。

### （附則関係）

この条例は公布の日から施行とする。